

事業概要



Meat Hygiene Inspection Center
Annual Report

2012. 4～2013. 3 旭川市食肉衛生検査所
Asahikawa City
Meat Hygiene Inspection Center

目次

第1章 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革	1
2. 組織	
(1) 組織機構	1
(2) 職員構成	2
3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等	
(1) 旭川市食肉衛生検査所条例（抜粋）	2
(2) 旭川市保健所条例施行規則（抜粋）	2
(3) 旭川市食肉衛生検査所条例施行規則（抜粋）	3
(4) 旭川市と畜場法施行条例（抜粋）	3
(5) 旭川市事務専決規程（抜粋）	4
(6) 旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則（抜粋・要約）	5
4. 施設の概要	6

第2章 業務の概要

1. と畜検査	
(1) 検査頭数	7
(2) 検査結果	8
2. 伝達性海綿状脳症(TSE)対策	
(1) 旭川市食肉衛生検査所のTSE対策	9
(2) スクリーニング検査結果	9
(3) と畜検査証明書の発行	9
3. 試験検査	
(1) 精密検査	10

(2) 残留動物用医薬品検査	1 0
(3) エキノコックス検査	1 1
(4) 微生物汚染モニタリング検査	1 1
4. 監視指導	
(1) と畜場における衛生管理状況の点検・指導	1 2
(2) と畜場附帯施設の衛生対策	1 2
5. 食肉衛生対策	
(1) 衛生教育の実施状況	1 3
(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況	1 3
(3) その他	1 3
6. 検査データの活用	1 3

第3章 統計

1. 年度別検査頭数	1 4
2. 月別検査頭数	1 5
3. 産地別検査頭数割合	
(1) 牛・豚	1 6
(2) 子牛（1年未満）・馬・めん羊・山羊	1 7
4. と畜検査結果及び措置状況	
(1) とさつ禁止全部廃棄	1 8
(2) 月別措置状況	1 8
(3) 一部廃棄	
ア 牛（肉用種）	1 9
イ 牛（乳用肥育）	2 0
ウ 牛（乳用その他）	2 1
エ 子牛（1年未満）	2 2
オ 馬	2 3
カ 豚	2 4
キ めん羊・山羊	2 5
5. 精密検査	2 6
6. 残留動物用医薬品検査	
(1) 抗生物質	2 6
(2) 合成抗菌剤，寄生虫用剤，ホルモン剤	2 6
7. 微生物汚染モニタリング検査	2 7
8. TSEスクリーニング検査	2 7

第1章 食肉衛生検査所の概要

A Summary of The Meat Hygiene Inspection Center

1. 沿革

History

昭和54年2月1日 (株)上川畜産公社(現(株)北海道畜産公社上川事業所)上川総合食肉流通センターの開設に伴い、北海道旭川保健所旭川食肉検査事務所が設置される。

平成11年12月15日 旭川市食肉衛生検査所条例が公布される。

平成12年4月1日 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から引き継ぎ、旭川市食肉衛生検査所(管理係、試験指導係、検査第1係、検査第2係)として業務を開始する。

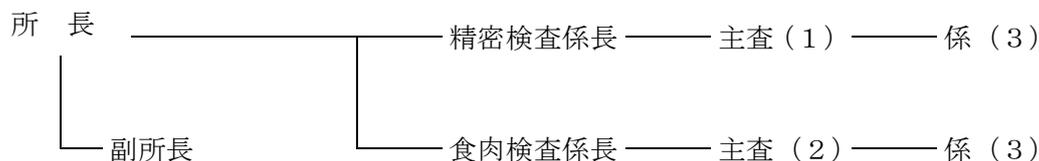
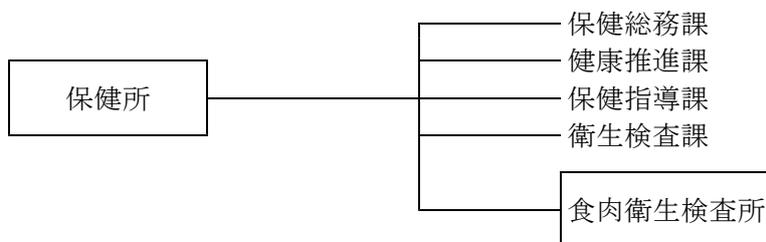
平成18年4月1日 組織機構改正に伴い、試験指導係、検査第1係、検査第2係の3係となる。

平成20年5月1日 組織機構改正に伴い、保健所に属する第1種施設となる。併せて精密検査係(旧試験指導係)、食肉検査係(旧検査第1・第2係の統合)の2係となる。

2. 組織

Organization

(1)組織機構



(平成25年4月1日現在)

(2)職員構成

技術 (獣医師)	事務	嘱託職員			計
		獣医師	検査補助員	管理業務員	
12	1	7	4	1	25

(平成25年4月1日現在)

3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等

Establishment and the Organization of the Meat Inspection Center

(1)旭川市食肉衛生検査所条例(抜粋)

(設置)

第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156号第1項の規定に基づき、食肉衛生検査所を設置する。

(名称等)

第2条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
旭川市食肉衛生検査所	旭川市東鷹栖6線12号	本市の区域

(2)旭川市保健所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第3条 旭川市保健所(以下「保健所」という。)に次の課及び係を置く。

保健総務課 保健総務係、企画調整係、医療薬事係

健康推進課 健康推進係、保健予防係、精神保健係

保健指導課 地域保健第1係、地域保健第2係、栄養係

衛生検査課 生活衛生係、食品保健係、試験検査係

2 保健所に属する施設(以下「第1種施設」という。)、前項の課に属する施設のうち同項の係に相当するもの(以下「第2種施設」という。)及び同項の係に属する施設(以下「第3種施設」という。)は、次のとおりとし、第1種施設及び第2種施設の分掌する事務は、別に定めるところによる。

第1種施設

保健所 食肉衛生検査所

第2種施設

保健所衛生検査課 動物愛護センター

(3)旭川市食肉衛生検査所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第2条 旭川市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)に次の係を置く。
精密検査係
食肉検査係

(分掌事務)

第5条 検査所は、次の事務を分掌する。

精密検査係

- (1) 検査所の管理及び庶務に関すること。
- (2) 試験及び検査に関すること。
- (3) 調査及び研究に関すること。
- (4) 依頼検査に関すること。
- (5) と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理場を除く。)の衛生管理に関すること。
- (6) 食肉衛生に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (7) 関係機関及び団体等との連携に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 食肉衛生に係る職員研修に関すること。

食肉検査係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく許認可に関すること。
- (2) 獣畜のと畜検査に関すること。
- (3) 病畜のと畜検査に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく許認可(認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 食鳥検査に関すること。
- (6) と畜場における食品衛生に関すること。
- (7) と畜場における汚水及び汚物処理施設の監視指導に関すること。
- (8) と畜場における使用水の衛生に関すること。
- (9) と畜場における化製場等の衛生に関すること。
- (10) と畜場におけるねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。

(4)旭川市と畜場法施行条例(抜粋)

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1)～(2)省略

(3)とさつ又は解体の検査を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 牛(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
イ 牛(生後1月以上1年未満)	1頭につき	1,000円
ウ 牛(生後1月未満)	1頭につき	400円
エ 馬(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
オ 馬(生後1年未満)	1頭につき	1,000円
カ 豚	1頭につき	400円
キ めん羊	1頭につき	400円
ク 山羊	1頭につき	400円

(平成20年6月1日から施行)

(5)旭川市事務専決規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この訓令について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 省略
- (2) 部長 部及びこれに相当する組織（議会事務局及び会計課を含む。）の長並びに担当部長及び防災監をいう。
- (3) 室長 省略
- (4) 課長 課及びこれに相当する組織（議会事務局の各課を含む。）の長並びに担当課長をいう。
- (5), (6) 省略

(専決事項)

第4条 市長及び専決者の決裁事項及び専決事項は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、議会事務局の職員（市長の併任発令を受けた職員に限る。）にあつては、別表第3のとおりとする。

2 専決者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられていない事項であっても専決に属する事務については、これを専決することができる。

別表第2

個別専決事項

7 保健所

組織名	事項	決裁区分					
		専決者				市長	
		係長	課長	部長	副市長		
食肉衛生検査所	1	と畜場の設置の許可等					○
	2	処理する獣畜の種類及び頭数の制限		○			
	3	食鳥処理業（認定小規模処理業を除く。）の許可，許可の取消し，停止命令等					○

(6)旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則(抜粋・要約)

(食肉衛生検査所長への委任事務)

第3条 次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

法令・条項	事務名
と畜場法	
第7条第6項	衛生管理責任者の配置及び変更の届出の受理
第8条	衛生管理責任者の解任命令
第10条2項	作業衛生責任者の配置及び変更の届出の受理、並びに解任の命令
第13条第1項第1号	自己消費のための獣畜のとさつの届出の受理
第13条第3項	と畜場外でのとさつ又は解体する場合の場所等の指示
第14条第1項	獣畜のとさつ前の検査
第14条第2項	獣畜の解体前の検査
第14条第3項	獣畜の解体後の検査
第14条第4項	特に検査を必要としないものの認定
第16条	検査の結果に基づく公衆衛生上必要な措置
第17条第1項	設置者からの報告の徴収、と畜場への立入検査
第18条第1項	と畜場施設の使用制限又は停止の命令(許可の取消を除く。)
第18条第2項	とさつ又は解体の停止、禁止の命令
と畜場法施行令	
第4条第2号	と畜場以外の場所でのとさつの許可(許可に限る。)
と畜場法施行規則	
第12条第3項第3号	持ち出された獣畜の肉等が焼却されたことの報告の受理
旭川市と畜場法施行条例	
第3条	と畜場完成届の受理
第8条	と畜場の休止、廃止、再開の届出の受理
食品衛生法(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第28条第1項	営業者からの報告の徴収等
第30条第2項	食品衛生監視員に対する監督指導命令
第54条	食品等の廃棄、必要な措置の命令、許可の取消
化製場等に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第6条第1項	報告の徴収及び立入検査(8条準用を含む。)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第9条	設備基準不適合の場合の事業の全部又は一部の停止(許可の取消を除く。)
第15条第1項	生体検査
第15条第2項	内臓摘出前のとたいの体表状況の検査(脱羽後検査)
第15条第3項	内臓及び中抜とたいの内側面状況の検査(内臓摘出後検査)
第17条第1項	持ち出しの禁止
第20条	内臓の摘出禁止、消毒、廃棄等の措置
第35条第1項	指定検査機関の業務休止等の場合の食鳥検査の実施
第37条第1項	食鳥処理衛生管理者等からの報告の徴収
第38条第1項	食鳥処理場への立入検査、質問、収去
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第27条第2項	食鳥検査申請書の受理
第46条	報告事項及び理由・制限の通知
旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第11条第1項	届出食肉販売業者届出済票の交付
第12条第1項	食鳥処理事業許可証又は届出食肉販売業者届出済票の再交付
第12条第4項	返納された許可証又は届出済票の受理

4. 施設の概要

Location and Floor Plan

所在地 旭川市東鷹栖6線12号
 敷地面積 845,00㎡
 庁舎の構造・面積 木造モルタル・417,65㎡



【位置図】



2階平面図



1階平面図

【建物平面図】

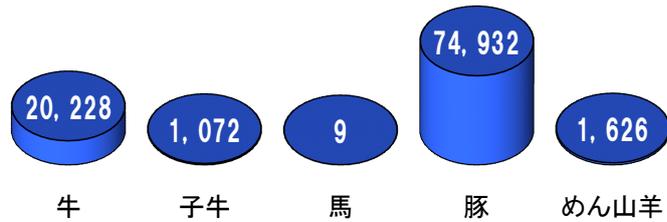
第2章 業務の概要 Results

1. と畜検査

Meat Inspection

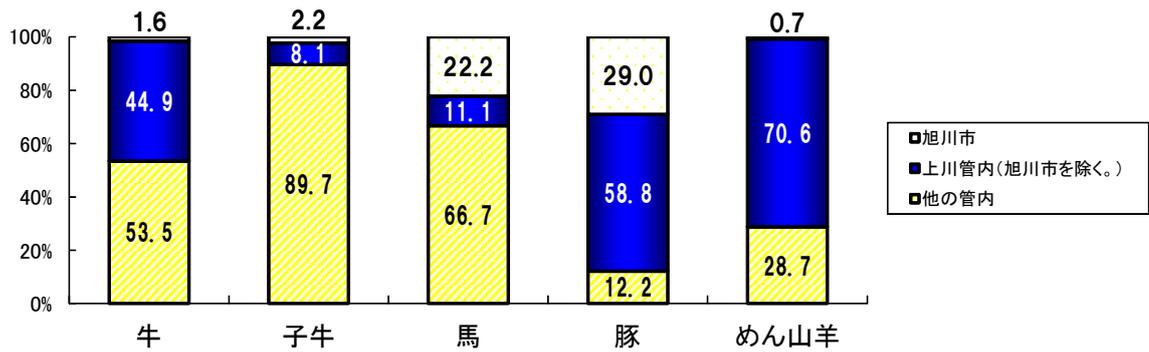
(1) 検査頭数 総検査頭数 97,867頭(小動物換算 139,495頭)

① 平成24年度畜種別検査頭数

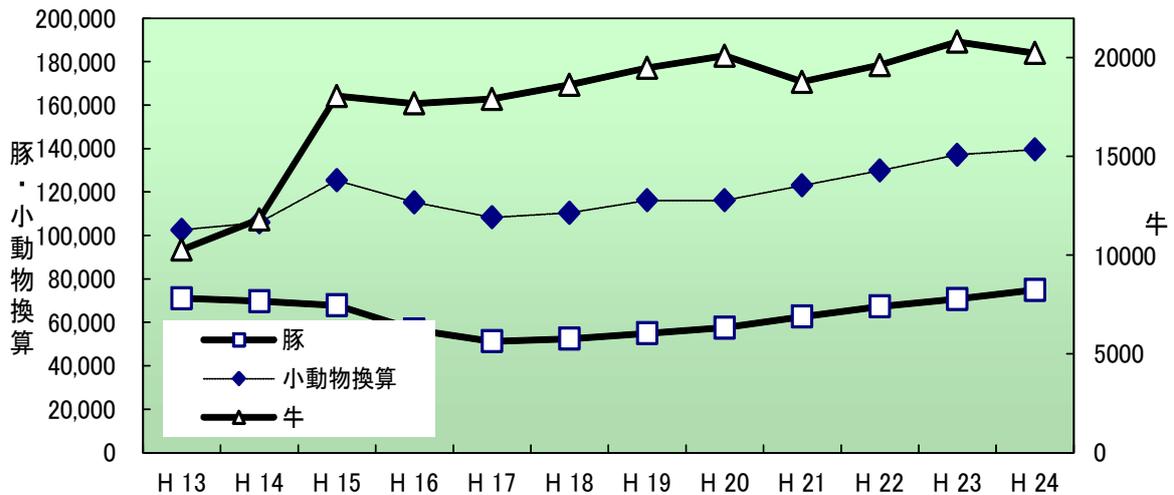


* 子牛とは生後1年未満の牛をいう。

② 生産地別検査頭数割合

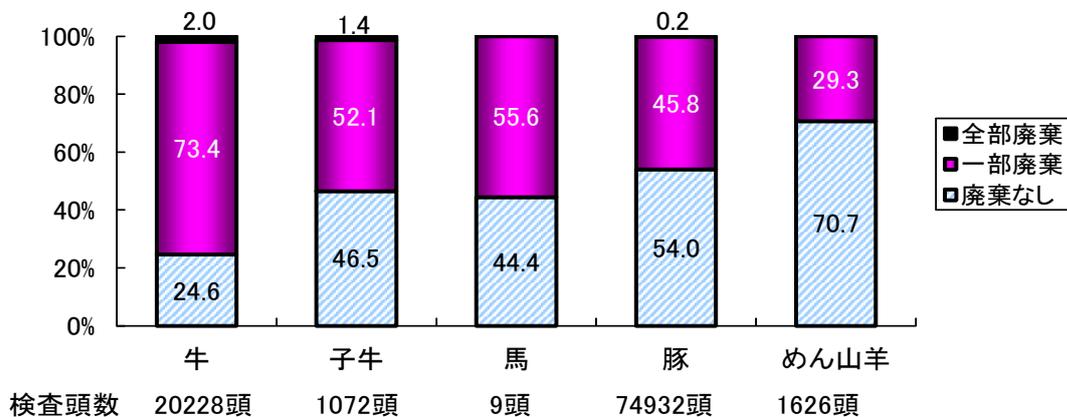


③ 年度別検査頭数推移

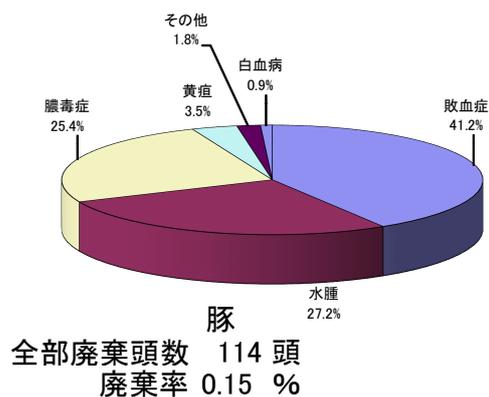
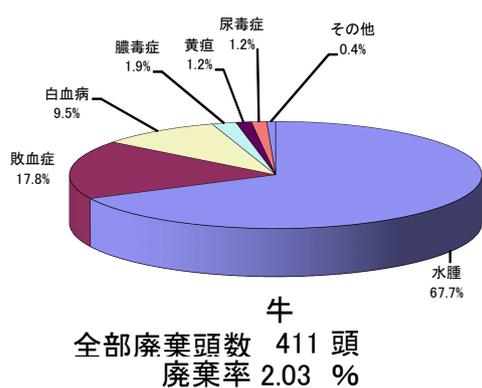


(2) 検査結果

① 検査措置状況

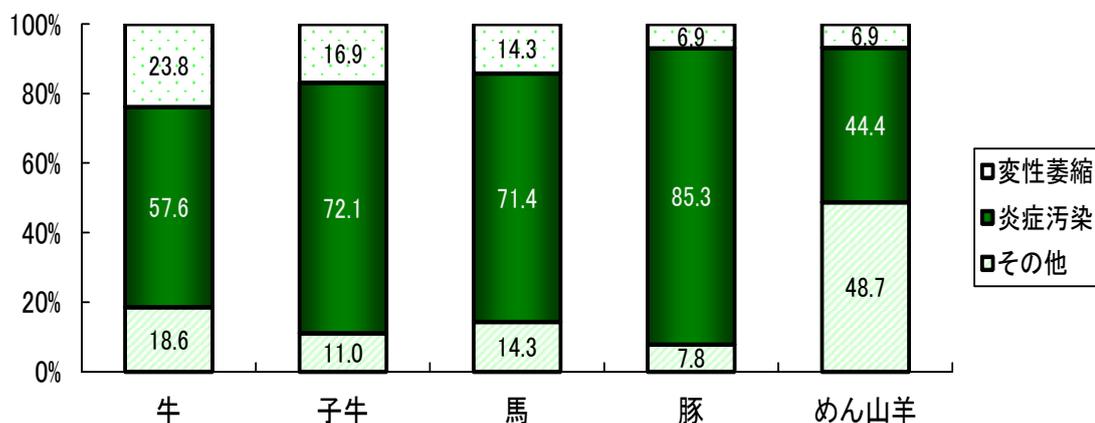


② 全部廃棄状況(牛・豚)

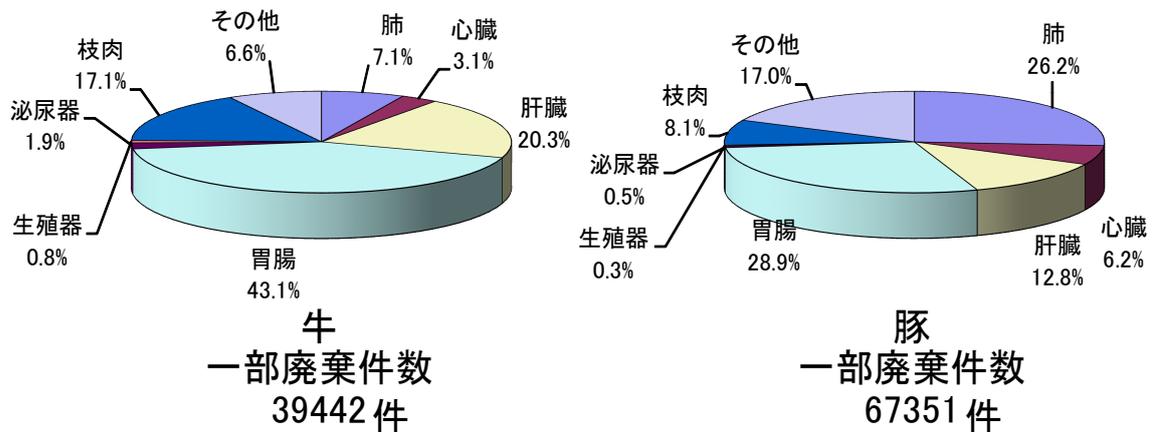


③ 一部廃棄状況

ア 一部廃棄原因内訳



イ 廃棄臓器内訳(牛・豚)



2. 伝達性海綿状脳症(TSE)対策 TSE Inspection

(1) 旭川市食肉衛生検査所のTSE対策

- ① 対象
 - 牛(平成13年10月18日から)
 - めん羊・山羊(平成17年10月1日から)
- ② 個体識別
 - 1頭ごとに生産者や年齢などを確認します。
- ③ 生体検査
 - 軽い刺激を与えたり、歩行させたりして、TSE特有の症状(行動異常や運動失調など。)がないかを検査します。
- ④ スクリーニング検査
 - エライザ法による検査キットを使って、異常プリオンの有無を調べます。
 - 検査材料は異常プリオンが集まりやすいとされる延髄の門(かんぬき)部です。
 - 検査対象は牛及び12カ月齢以上のめん羊・山羊です。
- ⑤ 特定部位
 - 牛:頭部(舌及び頬肉を除く。), 脊髓, 回腸(盲腸の接続部分から2mまでの部分に限る。)
 - めん羊・山羊:11カ月齢以下→扁桃, 脾臓, 大腸・小腸(付属するリンパ節を含む。)
 - 12カ月齢以上→扁桃, 脾臓, 大腸・小腸(付属するリンパ節を含む。)
 - 頭部(舌及び頬肉を除く。), せき髄, 胎盤
- ⑥ 特定部位の除去及び焼却確認
 - 特定部位が, 確実に除去され焼却されているかを確認します。

(2) スクリーニング検査結果

畜種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
牛	21,300	21,300	0
めん羊	582	582	0
山羊	5	5	0

(3) と畜検査証明書の発行

TSE陰性であることの証明書です。

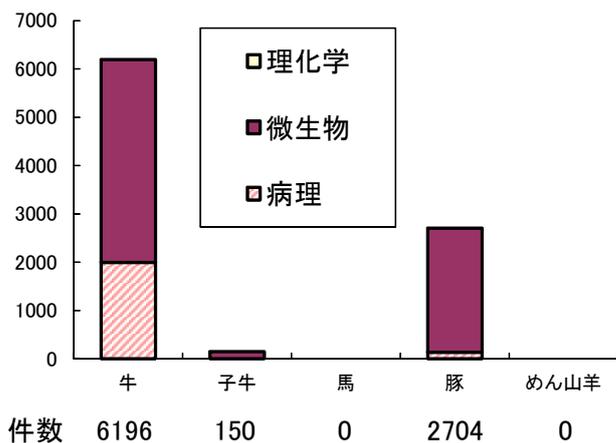
件数 : 19,801 件

3. 試験検査

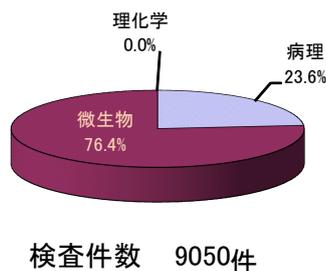
Laboratory for investigating pathogens

(1) 精密検査 検査件数 9,050件(検査頭数 172頭)

① 畜種別検査件数



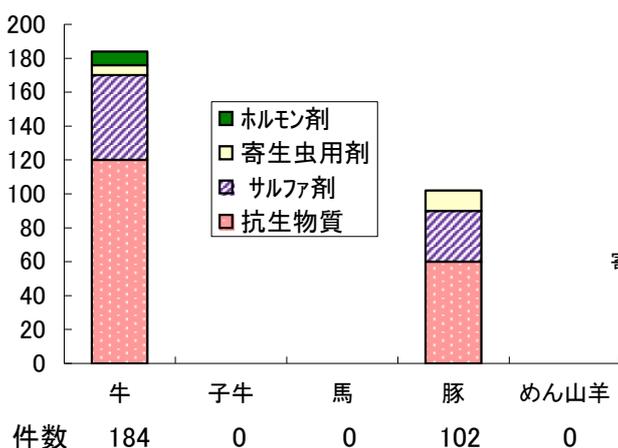
② 精密検査内訳



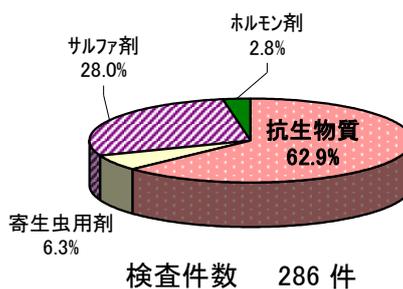
(2) 残留動物用医薬品検査 検査件数 286件(検査頭数 30頭)

- 残留を疑った獣畜については、随時検査を実施しています。
- 検査結果は、全頭不検出または基準値以下でした。

① 畜種別検査件数



② 検査項目内訳



※ホルモン剤: α トレンボロン, β トレンボロン

※寄生虫用剤: フルベンダゾール, チアベンダゾール, イベルメクチン

※サルファ剤: スルファメラジン, スルファジミジン, スルファモノメキシム, スルファジメキシム, スルファキノキサリン

(3) エキノコックス検査

「旭川市エキノコックス症対策実施要領」に定める媒介動物対策に基づき、エキノコックス検査を実施しています。

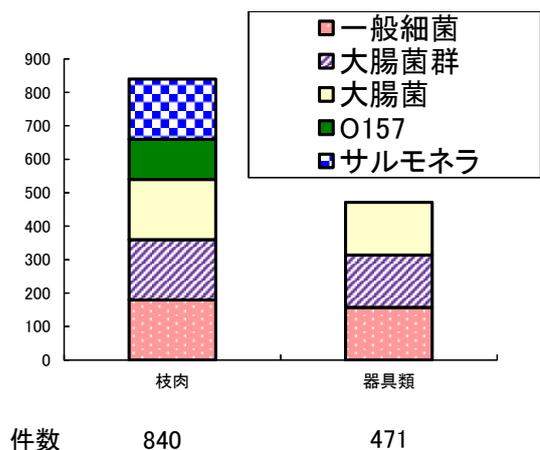
豚258頭の肝臓からエキノコックスが見つかりました。

畜種	発生豚舎数	発生頭数
豚	16戸 (うち新発豚舎1戸)	258頭

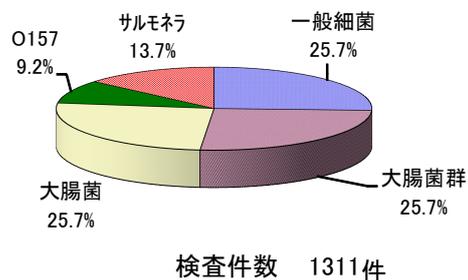
(4) 微生物汚染モニタリング検査 検査件数 1,311件(検体数 337)

と畜場の衛生管理状況を把握し、食肉の微生物汚染を防止するため、施設・器具及び枝肉について定期的にモニタリング検査を実施しています。

① 検体別検査件数



② 検査項目内訳



4. 監視指導

Guidance and Monitoring

(1)と畜場における衛生管理状況の点検・指導 実施回数 72回

と畜場法に基づき、とちく場の各処理施設と設備の点検指導を定期的に行っています。

施設名	点検・指導内容	回数
大動物処理施設	施設・設備基準	12
	衛生保持基準	12
	衛生措置基準	12
小動物処理施設	施設・設備基準	12
	衛生保持基準	12
	衛生措置基準	12

(2)と畜場付帯施設の衛生対策 実施回数 281回

と畜場における食品・環境衛生水準向上のため、計画的に付帯施設の監視指導を実施しました。また、と畜場外の清掃・保守整備状況等の点検を実施し、苦情・事故の発生防止に努めています。

監視・点検・確認内容	回数
飲食店（食堂）	2
食肉処理施設	6
食品の冷凍冷蔵施設	2
食用油脂製造施設	2
食肉及び副生産物運搬車両	5
給水施設	6
廃水施設	4
化製場	2
焼却施設	248
と畜場周辺の環境パトロール	4

5. 食肉衛生対策

Measure for Keeping the Meat in Sanitary Condition

(1) 衛生教育の実施状況

研修会名	回数	受講人数
食肉衛生講習会	1	47
看護学生実習	5	49

(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況

生産から加工、流通、消費に至る食肉衛生と品質管理の向上を図るため、関係機関と連携して情報を収集し、HPを開設し情報の提供を行っています。

会議名	開催	連携機関	参加人数
食肉・家畜衛生連絡会議	3月	上川家畜保健衛生所	10
食肉検査・臨床獣医師交流会研修会	8月	NOSAI臨床獣医師	20

(3) その他

① HACCPの概念に基づく自主衛生管理体制の推進 実施回数 12回

実施内容	実施回数
自主管理記録実施状況の確認	12

② と畜検査証明書の発行

ア TSE陰性であることの「と畜検査証明書」の発行:19, 801件
イ 輸出検疫のための「と畜検査証明」申請に対し発行しました。

種別:豚原皮

件数:12件(42, 240頭分)

種別:牛原皮

件数:26件(17, 160頭分)

ウ と畜検査結果に対する廃棄証明書の発行:528件

6. 検査データの活用

Feedback of Meat Inspection Data

生産者が食肉検査データを活用することにより、生産性の向上と健康な家畜の生産に役立てることを目的として、検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、個別にデータを還元しています。

データ還元

生産者数:21戸

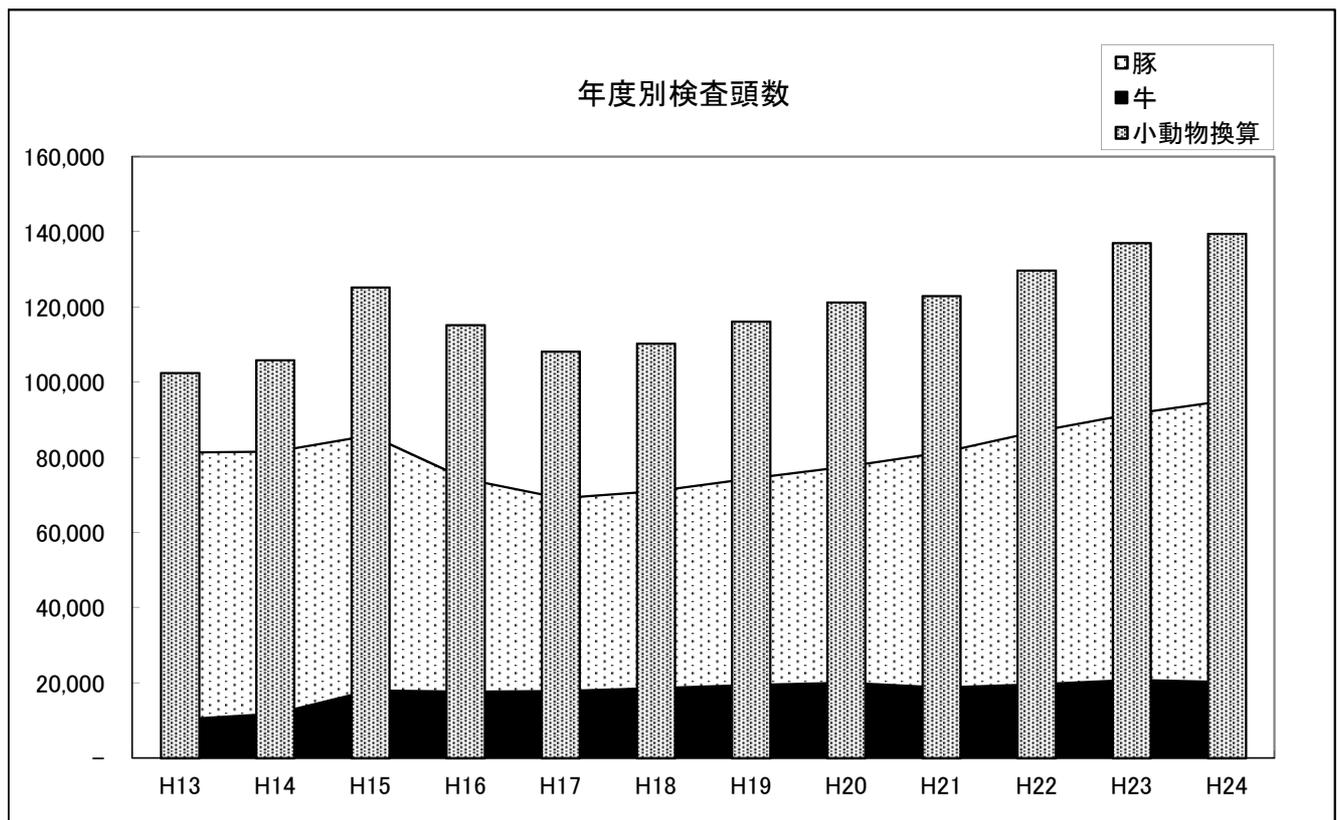
還元回数:12回/年(計:183回)

第3章 統計 Statistics

1. 年度別検査頭数

Annual Data of Inspected Livestock

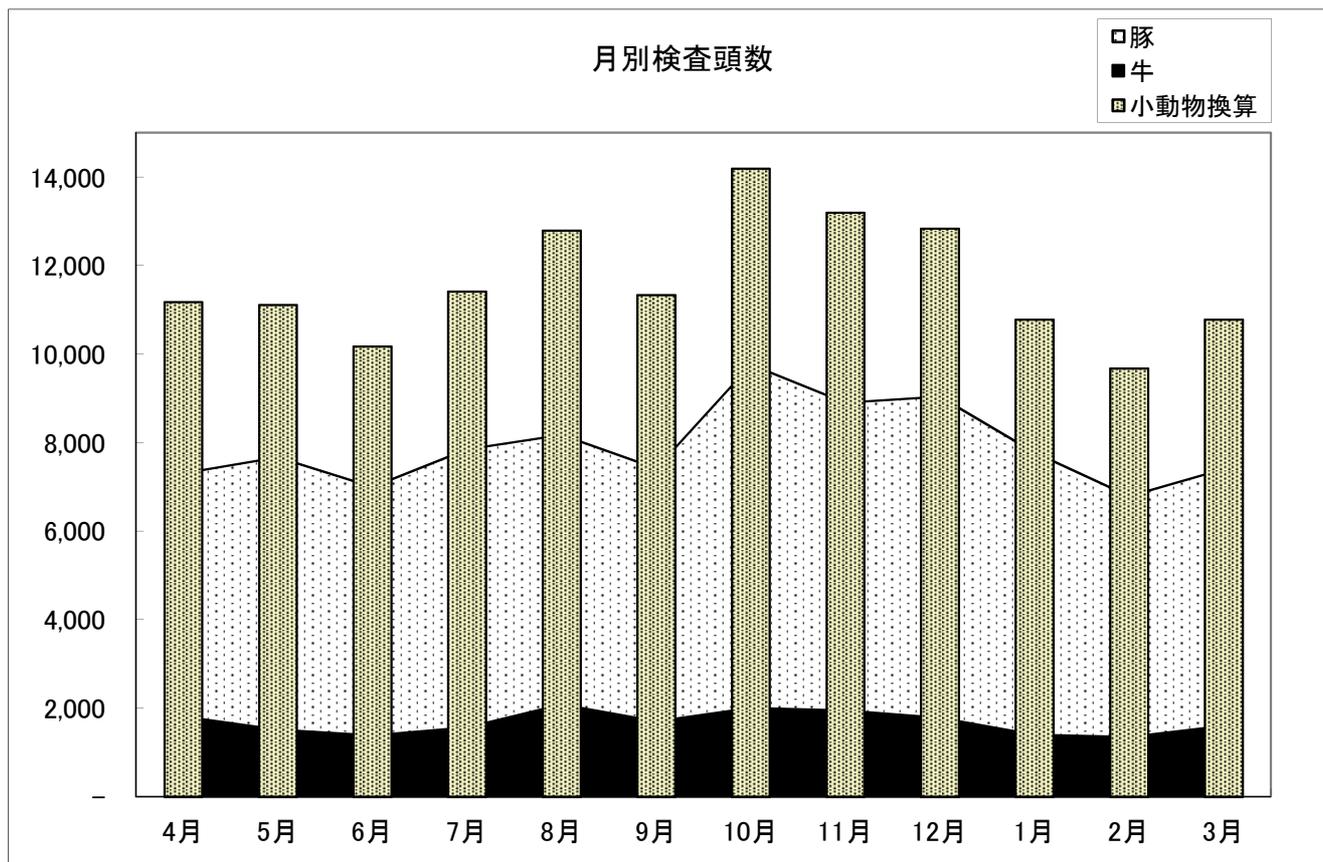
畜種 年度	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月以上 1年未満	1ヶ月未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
H13	4,126	4,195	1,945	10,266	104	4	26	-	71,058	196	-	81,654	102,446	243
H14	4,140	4,852	2,816	11,808	127	-	30	-	69,740	263	1	81,969	105,899	247
H15	3,890	5,714	8,452	18,056	870	3	25	1	67,832	564	2	87,353	125,257	245
H16	3,741	5,503	8,433	17,677	1,627	4	17	1	56,634	582	-	76,542	115,186	253
H17	3,303	5,871	8,734	17,908	832	18	10	-	51,282	652	4	70,706	108,206	252
H18	3,657	6,262	8,708	18,627	431	5	8	-	52,452	647	1	72,171	110,303	249
H19	4,924	6,680	7,873	19,477	570	29	7	-	54,971	949	1	76,004	116,112	248
H20	5,230	6,537	8,328	20,095	744	102	4	-	57,481	1,154	13	79,593	121,279	251
H21	5,679	5,316	7,776	18,771	758	255	7	-	62,579	1,449	26	83,845	122,917	249
H22	5,744	5,424	8,447	19,615	629	366	5	-	67,332	1,284	40	89,271	129,769	246
H23	5,520	6,333	8,949	20,802	588	379	5	-	70,759	1,645	46	94,224	137,014	246
H24	4,618	6,596	9,014	20,228	577	495	9	-	74,932	1,588	38	97,867	139,495	248



2. 月別検査頭数

Monthly Data of Inspected Livestock

畜種 月	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物 換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月 以上 1年未満	1ヶ月 未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
4	491	566	760	1,817	38	28	1	-	5,497	78	11	7,470	11,182	20
5	347	517	656	1,520	81	22	2	-	6,156	114	12	7,907	11,113	21
6	355	530	505	1,390	68	39	-	-	5,616	136	12	7,261	10,177	20
7	454	521	600	1,575	54	43	2	-	6,281	201	-	8,156	11,418	21
8	347	598	1,148	2,093	46	78	-	-	6,089	209	-	8,515	12,793	21
9	354	542	810	1,706	92	63	1	-	5,716	162	-	7,740	11,338	19
10	418	618	977	2,013	58	39	-	-	7,754	190	-	10,054	14,196	22
11	519	591	846	1,956	49	40	-	-	6,953	191	-	9,189	13,199	24
12	451	600	740	1,791	28	25	1	-	7,255	95	-	9,195	12,835	22
1	258	492	657	1,407	18	52	-	-	6,375	77	3	7,932	10,782	19
2	291	481	579	1,351	25	31	2	-	5,441	76	-	6,926	9,682	19
3	333	540	736	1,609	20	35	-	-	5,799	59	-	7,522	10,780	20
合計	4,618	6,596	9,014	20,228	577	495	9	-	74,932	1,588	38	97,867	139,495	248



3. 産地別検査頭数割合

The Number of Checked Livestock by Location

(1) 牛・豚

畜種 産地	牛								豚	
	肉用種		乳用肥育		乳用その他		合計		頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
旭川市	147	3.2	99	1.5	83	0.9	329	1.6	21,761	29.0
士別市	19	0.4	1,459	22.1	237	2.6	1,715	8.5	5,348	7.1
名寄市	20	0.4	-	-	125	1.4	145	0.7	8,036	10.7
富良野市	4	0.1	-	-	384	4.3	388	1.9	5,564	7.4
鷹栖町	39	0.8	1	0.0	32	0.4	72	0.4	-	-
東神楽町	4	0.1	-	-	63	0.7	67	0.3	-	-
当麻町	1	0.0	5	0.1	-	-	6	0.0	2,303	3.1
比布町	5	0.1	-	-	5	0.1	10	0.0	-	-
愛別町	240	5.2	234	3.5	-	-	474	2.3	2,668	3.6
上川町	5	0.1	474	7.2	92	1.0	571	2.8	2,806	3.7
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	249	0.3
美瑛町	256	5.5	2,529	38.3	198	2.2	2,983	14.7	10,658	14.2
上富良野町	1,512	32.7	3	0.0	103	1.1	1,618	8.0	4,881	6.5
中富良野町	15	0.3	-	-	31	0.3	46	0.2	-	-
南富良野町	6	0.1	-	-	23	0.3	29	0.1	-	-
占冠村	14	0.3	-	-	13	0.1	27	0.1	-	-
和寒町	3	0.1	-	-	48	0.5	51	0.3	-	-
剣淵町	-	-	-	-	38	0.4	38	0.2	-	-
下川町	-	-	-	-	121	1.3	121	0.6	-	-
美深町	214	4.6	239	3.6	146	1.6	599	3.0	-	-
音威子府村	-	-	-	-	22	0.2	22	0.1	-	-
中川町	-	-	-	-	65	0.7	65	0.3	743	1.0
幌加内町	21	0.5	-	-	17	0.2	38	0.2	798	1.1
上川管内	2,525	54.7	5,043	76.5	1,846	20.5	9,414	46.5	65,815	87.8
石狩管内	-	-	-	-	72	0.8	72	0.4	247	0.3
渡島管内	1	0.0	-	-	11	0.1	12	0.1	896	1.2
檜山管内	3	0.1	1	0.0	1	0.0	5	0.0	125	0.2
後志管内	2	0.0	-	-	57	0.6	59	0.3	289	0.4
空知管内	25	0.5	22	0.3	130	1.4	177	0.9	3,126	4.2
留萌管内	108	2.3	675	10.2	961	10.7	1,744	8.6	280	0.4
宗谷管内	1,891	40.9	27	0.4	4,072	45.2	5,990	29.6	123	0.2
網走管内	21	0.5	64	1.0	1,147	12.7	1,232	6.1	497	0.7
胆振管内	12	0.3	15	0.2	44	0.5	71	0.4	-	-
日高管内	13	0.3	-	-	166	1.8	179	0.9	80	0.1
十勝管内	7	0.2	743	11.3	20	0.2	770	3.8	3,403	4.5
釧路管内	1	0.0	6	0.1	14	0.2	21	0.1	51	0.1
根室管内	4	0.1	-	-	473	5.2	477	2.4	-	-
他管内	2,088	45.2	1,553	23.5	7,168	79.5	10,809	53.4	9,117	12.2
道外	5	-	-	-	-	-	5	0.0	-	-
合計	4,618	100.0	6,596	100.0	9,014	100.0	20,228	100.0	74,932	100.0

(2) 子牛(1年未満)・馬・めん羊・山羊

生産地	子牛						馬		めん羊・山羊	
	1ヶ月以上1年未満		1ヶ月未満		合計		頭数	%	頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%				
旭川市	24	4.2	-	-	24	2.2	2	22.2	12	0.7
士別市	6	1.0	6	1.2	12	1.1	-	-	725	44.6
名寄市	16	2.8	-	-	16	1.5	-	-	3	0.2
富良野市	1	0.2	-	-	1	0.1	-	-	-	-
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	1	11.1	-	-
東神楽町	1	0.2	2	0.4	3	0.3	-	-	7	0.4
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	5	0.9	1	0.2	6	0.6	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	5	0.9	-	-	5	0.5	-	-	11	0.7
上富良野町	1	0.2	-	-	1	0.1	-	-	-	-
中富良野町	28	4.9	-	-	28	2.6	-	-	-	-
南富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
占冠村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和寒町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剣淵町	2	0.3	1	0.2	3	0.3	-	-	-	-
下川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美深町	8	1.4	-	-	8	0.7	-	-	399	24.5
音威子府村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川町	-	-	4	0.8	4	0.4	-	-	1	0.1
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
上川管内	97	16.8	14	2.8	111	10.4	3	33.3	1,159	71.3
石狩管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
渡島管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜山管内	2	0.3	-	-	2	0.2	-	-	-	-
後志管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
空知管内	34	5.9	-	-	34	3.2	3	33.3	212	13.0
留萌管内	12	2.1	80	16.2	92	8.6	2	22.2	255	15.7
宗谷管内	116	20.1	401	81.0	517	48.2	-	-	-	-
網走管内	235	40.7	-	-	235	21.9	1	11.1	-	-
胆振管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日高管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十勝管内	30	5.2	-	-	30	2.8	-	-	-	-
釧路管内	36	6.2	-	-	36	3.4	-	-	-	-
根室管内	15	2.6	-	-	15	1.4	-	-	-	-
他管内	480	83.2	481	97.2	961	89.6	6	66.7	467	28.7
道外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	577	100.0	495	100.0	1,072	100.0	9	100.0	1,626	100.0

4. と畜検査結果及び措置状況

Preventative Slaughtering and Discarding of Carcass

(1) とさつ禁止・全部廃棄

畜種 疾病名	牛		子牛(1年未満)		馬		豚		めん山羊		合計	
	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄
敗血症	-	73	-	3	-	-	-	28	-	-	-	104
膿毒症	-	8	-	1	-	-	-	29	-	-	-	38
高度の水腫	-	278	-	11	-	-	-	31	-	-	-	320
尿毒症	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
高度の黄疸	-	5	-	-	-	-	-	4	-	-	-	9
豚丹毒	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	19
白血病	-	39	-	-	-	-	-	1	-	-	-	40
腫瘍	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	5
熱性諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	411	0	15	0	0	0	114	0	0	0	540

(2) 月別措置状況

措置 月	とさつ禁止・全部廃棄頭数					一部廃棄頭数				
	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊
4	28	2		7		1,308	37	1	2,783	29
5	32	2		9		1,100	77		3,057	30
6	30	1		7		1,009	70		2,466	29
7	30	3		9		1,144	49	2	2,938	35
8	45	1		12		1,511	40		3,002	64
9	36	2		11		1,181	83		2,580	48
10	32			8		1,450	49		3,309	76
11	38	1		10		1,395	42		2,971	68
12	24			14		1,365	22	1	3,139	37
1	48			6		1,072	23		2,894	30
2	29	1		10		1,025	33	1	2,409	19
3	39	2		11		1,278	33		2,830	12
合計	411	15	0	114	0	14,838	558	5	34,378	477

5. 精密検査

Inspection Results of Laboratory

畜種	項目	頭数	検体数	内 訳			延件数	検査後措置		
				病 理	微生物	理化学		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛		116	1,015	2,000	4,196	-	6,196	-	111	5
子牛		3	18	-	150	-	150	-	3	-
馬		-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚		53	370	140	2,564	-	2,704	-	48	5
めん山羊		-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		172	1,403	2,140	6,910	0	9,050	0	162	10

6. 残留動物用医薬品検査

Results of Antibacterial Residue Test

(1) 抗生物質

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		20	40	120	-
		20	40	120	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		10	20	60	-
		10	20	60	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		30	60	180	0
		30	60	180	0

① 検査方法は簡易検査法と系統別推定法の併用

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性または基準値以下

(2) 合成抗菌剤、寄生虫用剤、ホルモン剤

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		9	20	64	-
		9	20	64	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		9	18	42	-
		9	18	42	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		18	38	106	0
		18	38	106	0

① 検査方法はHPLCによる一斉分析法

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性または基準値以下

7. 微生物汚染モニタリング検査
Evaluation of Microbial Control Practices

項目 畜種	検体数	内 訳					延 件 数
		一般細菌	大腸菌群	大腸菌	O157	サルモネラ	
枝 肉	180	180	180	180	120	180	840
器具類	157	157	157	157	-	-	471
計	337	337	337	337	120	180	1,311

8. TSEスクリーニング検査
Screening Test for TSE

牛			子 牛 (1年未 満)	めん 羊	山羊	合 計
肉用種	乳用肥育	乳用その他				
4,618	6,596	9,014	1,072	582	5	21,887